

事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等</p> <p>Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ <u>海外に親会社を含めたグループ会社(以下「海外親会社等」という。)を有する場合には、海外親会社等に適用される現地の法令等が当該暗号資産交換業者に影響を与える可能性があることから、海外親会社等の状況やそれに伴い当該暗号資産交換業者に発生し得るリスクについて、あらかじめ利用者に開示しているか。</u></p> <p>⑫ 利用者に対する情報提供が適時かつ適切に行われたことの検証及び当該検証を実施するために必要な記録等を保管しているか。</p> <p>⑬ 提供する情報の記載内容は、利用者にとって明確でわかりやすい記載内容となっているか。</p> <p>⑭ 書面の交付に代えて電磁的方法その他適切な方法により提供する場合には、提供する情報の内容について、利用者が一定の期間、閲覧又は保存できる等の手段を講じているか。</p>	<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 利用者保護措置等</p> <p>Ⅱ－２－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 利用者に対する情報の提供</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑪ 利用者に対する情報提供が適時かつ適切に行われたことの検証及び当該検証を実施するために必要な記録等を保管しているか。</p> <p>⑫ 提供する情報の記載内容は、利用者にとって明確でわかりやすい記載内容となっているか。</p> <p>⑬ 書面の交付に代えて電磁的方法その他適切な方法により提供する場合には、提供する情報の内容について、利用者が一定の期間、閲覧又は保存できる等の手段を講じているか。</p>

改正案	現行
<p>(3)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 共通システムを利用する場合の措置</u> <u>親会社を含めたグループ会社（以下「親会社等」という。）と共通の暗号資産取引のシステムや利用者財産管理のシステム（以下「共通システム」という。）を利用してサービスを提供する場合、親会社等の経営上の理由により共通システムが利用できなくなった場合等の緊急時に備えて、利用者保護の観点から以下のような措置を講じているか。</u></p> <p><u>① 緊急時において親会社等の関与なく利用者に財産を返還するために必要な具体的な手順が整備されているか。</u> <u>(注) 利用者財産を円滑に返還するため、平時に利用しているシステムの代替環境をあらかじめ整備しておくことについて検討することが望ましい。</u></p> <p><u>② 顧客資産残高データ等、利用者財産の返還に必要な情報を共通システムにより管理している場合は、定期的にバックアップを取得する等によって暗号資産交換業者の管理下においても当該情報を保管しているか。</u></p> <p><u>③ 緊急時において、利用者の暗号資産を親会社等の関与なく移転可能な手段と権限が確保されているか。</u> <u>(注) 利用者の暗号資産の管理を第三者に委託し、外部委託先が主体的に利用者の暗号資産の移転を行い得る状態にある場合を除く。ただし、その場合は外部委託先において上記③の措置が講じられている必要がある。</u></p>	<p>(3)～(11) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>(13) その他の利用者保護措置等</p> <p>暗号資産交換業者は、内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号に基づき、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、日本暗号資産取引業協会が定める自主規制規則を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>(12) その他の利用者保護措置等</p> <p>暗号資産交換業者は、内閣府令第 23 条第 1 項第 1 号に基づき、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な態勢を整備する必要があるが、日本暗号資産取引業協会が定める自主規制規則を踏まえ、例えば、以下のような措置を講じているか。</p> <p>①～④ (略)</p>
<p>II-2-2-5 帳簿書類</p> <p>II-2-2-5-2 主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>帳簿書類を電子媒体により保存する場合には、以下の点に留意するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保存に使用する電子媒体は内閣府令第 33 条第 2 項に規定する保存期間の耐久性を有すること。</u> ・ <u>利用者の照会に対し、速やかに回答できるシステムとなっていること。</u> ・ <u>入力データの取消・修正を行った場合、その取消・修正記録がそのまま残されるシステムとなっていること。</u> ・ <u>内部監査に対応できるシステムとなっていること。</u> ・ <u>作成・保存に関する責任者をおき、当該作成・保存に関</u> 	<p>II-2-2-5 帳簿書類</p> <p>II-2-2-5-2 主な着眼点</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正案	現行
<p>する社内規則が整備されていること。</p> <p>⑥ 内閣府令第 33 条第 3 項ただし書後段は、同条第 1 項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、暗号資産交換業者において、利用者に関する情報管理態勢（Ⅱ－2－2－6）やシステムリスク管理（Ⅱ－2－3－1）等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。</p>	<p>⑤ 内閣府令第 33 条第 3 項ただし書後段は、同条第 1 項各号に掲げる帳簿書類が外国に設けた営業所において作成されたか否かにかかわらず、それが電磁的記録をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、当該帳簿書類を国外において保存することを認めるものである。ただし、暗号資産交換業者において、利用者に関する情報管理態勢（Ⅱ－2－2－6）やシステムリスク管理（Ⅱ－2－3－1）等に十分留意されている必要があり、また、当該国外において不正アクセスに限らず第三者への情報流出やシステムの安定稼働への支障が生じるリスクについても適切に勘案されている必要がある。</p>
<p>Ⅲ－1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－1－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>暗号資産交換業者の検査・監督の目的は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、暗号資産の交換等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第 1 条参照）。</p>	<p>Ⅲ－1 一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－1－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>暗号資産交換業者の検査・監督の目的は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、暗号資産の交換等について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第 1 条参照）。</p>

改正案	現行
<p>かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、暗号資産交換業者に対し、個々の暗号資産交換業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</p> <p>このため、暗号資産交換業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各暗号資産交換業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解した上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各暗号資産交換業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</p> <p>その上で、各暗号資産交換業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、暗号資産交換業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各暗号資産交換業者の取組みを促していく。</p> <p>ただし、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や暗号資産交換業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第63条の16に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ－3）の発</p>	<p>かかる検査・監督の目的を達成するためには、監督当局においても、暗号資産交換業者に対し、個々の暗号資産交換業者の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</p> <p>このため、暗号資産交換業者の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各暗号資産交換業者がどの様にしてビジネスモデルの構築、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解した上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各暗号資産交換業者がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</p> <p>その上で、各暗号資産交換業者が、監督当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、暗号資産交換業者自身で経営体制を変革していく必要がある。監督当局としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各暗号資産交換業者の取組みを促していく。</p> <p>ただし、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や暗号資産交換業者の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第63条の16に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅲ－3）の発</p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<p>動等を検討することとする。</p> <p>さらに、暗号資産交換業者の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 暗号資産交換業者に係る情報の積極的な収集</p> <p>暗号資産交換業者の検査・監督に当たっては、利用者等からの苦情等を含め、暗号資産交換業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に検査・監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、暗号資産交換業者からの報告だけではなく、利用者等から寄せられる苦情にも注意を払い、さらに協会や暗号資産交換業者との日頃からの十分な意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。</p> <p><u>(注) 暗号資産交換業者が海外親会社等を有する場合には、海外親会社等に適用される現地の法令等が当該暗号資産交換業者に影響を与える可能性があることから、当該暗号資産交換業者の海外に関する情報についても留意すること。</u></p> <p><u>例えば、以下のものが考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>海外拠点又は海外に保有する資産（自社で保有する資産を含む）の有無</u> ・ <u>海外居住の役職員の有無</u> 	<p>動等を検討することとする。</p> <p>さらに、暗号資産交換業者の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 暗号資産交換業者に係る情報の積極的な収集</p> <p>暗号資産交換業者の検査・監督に当たっては、利用者等からの苦情等を含め、暗号資産交換業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に検査・監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、暗号資産交換業者からの報告だけではなく、利用者等から寄せられる苦情にも注意を払い、さらに協会や暗号資産交換業者との日頃からの十分な意思疎通を通じて積極的に情報収集する必要がある。</p> <p><u>(新設)</u></p>

事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「16. 暗号資産交換業者関係」(新旧対照表)

改正案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>海外法人又は営業所を海外に有する法人との取引や債権債務関係の有無</u> ・ <u>海外親会社等を有する場合には、海外親会社等の取引状況や財務状況、海外監督当局との関係等</u> 	